# 釜石市集いの場・社会参加推進事業業務
# 公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、心身の不調や生活リズムの乱れ、就労意欲の低下、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足、基本的な生活習慣に課題を有するなど複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者（以下「生活困窮者等」という。）に対して、その段階に応じて一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援又は就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を計画的かつ継続的に実施し、就労の可能性が高まるよう一体的な事業を実施する「釜石市集いの場・社会参加推進事業」の委託業者を選定するに当たり、釜石市集いの場・社会参加推進事業業務公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

なお、当事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第1項に規定する、生活困窮者及び生活保護受給者の就労準備支援事業として実施するものである。

2　業務概要

(1)業務名

釜石市集いの場・社会参加推進事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2)業務内容

別紙「釜石市集いの場・社会参加推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)契約履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4)委託予算額

3,324,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

3　担当部署（提出先）

釜石市保健福祉部 総合福祉課 地域包括支援センター（生活保護担当）

〒026-8686　釜石市天神町5番20号

電話：0193-52-0092（直通）　/　ＦＡＸ：0193-22-6375

メール　houkatu@city.kamaishi.iwate.jp

4　参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている

者とする。

(1)釜石市に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、市の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(2)釜石市税、県税及び国税等を滞納していないこと。

(3)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

(4)本業務を統括する管理責任者は就労支援に関する実務経験を有していること。

(5)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

(6)釜石市暴力団排除条例(平成 27 年条例第 37 号)第 2 条に該当する者ではないこと。

(7)個人情報の取扱いに関し、情報の機密性・完全性・可用性のマネジメントシステムが確立されていること。

(8)生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 9 条に定める者であること。

5　実施スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施に係るスケジュールは次のとおりとする。

| 実施内容 | 期間、期限、期日 |
|---|---|
| ① 公告 | 令和 8 年 11 月 2 日（月） |
| ② 質問書提出期限 | 令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時 |
| ③ 質問への回答 | 令和 8 年 11 月 13 日（金）予定 |
| ④ 参加申込書提出期限 | 令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時 |
| ⑤ 予備審査結果通知 | 令和 8 年 11 月 18 日（水） |
| ⑥ 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時 |
| ⑦ 提案審査会（プレゼンテーション） | 令和 8 年 11 月 26 日（木）予定 |
| ⑧ 審査結果通知 | 令和 8 年 12 月 2 日（水） |
| ⑨ 業務委託契約締結 | 令和 8 年 12 月中旬 |

6　参加申込の手続き

下記のとおり参加申込書様等を提出すること。なお、参加申込書等の様式は市ホームページからダウンロードできる。

(1)提出書類等

ア　参加申込書（様式第 1 号）
イ　会社概要書（様式第 2 号）
ウ　業務委託実績書（様式第 3 号）
　業務受託実績について 3 件以内を記載し、その実績が確認できる資料（契約書の写し等）を提出すること。
エ　業務実施体制及び業務従事者情報（様式第 4 号）
　業務の実施体制の組織図及び業務従事者の情報等について記載すること。
オ　納税証明書
　釜石市税、県税・国税等を滞納していない証明書を提出すること。

(2)提出期限

令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3)提出方法

電子メールにより提出先に提出すること。

なお、参加申込書等の提出後、電話による受信確認を行うこと。

受信確認は、上記期間中の平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

7　質問の受付

(1)質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は質問書（様式第 5 号）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。電子メール以外（電話等）での質問は受け付けない。

なお、質問書提出後は担当部局に電話による受信確認を行うこと。

＊電子メール件名：釜石市集いの場・社会参加推進事業業務委託に関する質問

(2)受付期間

参加申込開始日から令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受信確認は、上記期間中の受付時間とする。

(3)回答方法

質問に関する回答は、質問者名を伏せて、令和 8 年 11 月 13 日（金）を目途に参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。

8　予備審査

参加申込書提出者が多数の場合、上記 6 で提出のあった書類をもとに予備審査を行い、5 者程度に企画提案書等提出者を選定することがある。

予備審査実施の有無及び実施結果について、令和 8 年 11 月 18 日（水）に電子メールで通知する。なお、審査結果に係る異議申立には応じられない。

9　企画提案書等の提出書類

(1)提出書類

① 企画提案書（任意様式）

② 業務工程表（任意様式）

③ 見積書（任意様式）

(2)書類作成上の留意点

提出書類はA4判を基本とする。(A3判の折込可)

総提出書類は20ページ以内とすること。

文書を補完するための写真、イラスト等の使用は任意とする。

提出書類の印刷は、カラー、白黒を問わない。

企画提案書の表紙には、タイトル「釜石市集いの場・社会参加推進事業業務委託」と「提出年月日」と「提案者名」を記載すること。

(3)提出部数

正本各1部、副本各8部とする。

正本には、会社名、会社印、代表者名、代表者印を記名押印すること。

(4)提出方法

持参又は郵送により提出すること。

提出書類を期日までに受理した時は、提出者に対して電子メールで通知する。

(5)提出期限

令和8年11月24日（火）午後5時（必着）

(6)提案書等の取扱い

提出された提案書等は、提案者に返却しない。

10　選定方法

提出された企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき、市の職員で構成する「釜石市集いの場・社会参加推進事業業務受託候補者選定審査会」(以下「選定審査会」という。）において、別に定める審査基準により、総合的に審査し、第1受託候補者及び第2受託候補者を選定する。なお、第2受託候補者は選定しない場合がある。

(1)審査基準の概要

①業務遂行能力（業務実績、業務体制）

②企画提案内容（実施方針、日常生活自立支援・社会生活自立支援・経済的自立支援の実施内容及び手法、就労体験・職場定着支援の実施内容及び手法、関係機関との連携、その他の提案内容）

③見積内容（見積額）

(2)審査会

審査のため、提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

①実施日時　令和 8 年 11 月 26 日（木）予定（時間、会場は後日参加者に通知）

②所要時間　プレゼンテーションの時間は 30 分以内とする。
（提案者からの説明 15 分以内・質疑応答 15 分程度）

③出席者　提案者 1 者につき 3 人以内とし、本業務の配置予定者は必ず 1 名以上出席のこと。
なお、出席者について、審査会 2 日前までに、所属（役職）及び氏名を電子メールにて報告すること。

④その他　パソコン等を使用する場合は、提案者が持参すること。スクリーン、プロジェクターは市で用意する。機器等の使用する場合は、事前に連絡すること。

⑤公開非公開　選定審査会は、非公開とする。

(3)受託候補者の選定

審査会の審査において、最も高い評価となった提案者を第 1 受託候補者として選定し、次点となった候補者を第 2 受託候補者とする。

また、参加申込者が 1 者の場合においても、審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

(4)選定結果

選定結果は、審査会に参加した提案者全員に対して、電子メールで通知する。

11　契約に関する基本的事項

(1)受託者の決定

市は、第 1 受託候補者と仕様並びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第 1 受託候補者との協議が整わない場合は、第 2 受託候補者と協議を行った上で、受託者を決定することができる。

(2)契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、市と協議の上、速やかに入札による手続きを進めるものとする。

なお、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる、この場合、委託料を上限として、受託者と契約内容及び契約額等を調整するものとする。

12　失格事項

提出者が次の事項に該当すると市が判断した場合は、失格とする。

(1)参加資格要件を満たなさい場合

(2)書類の提出期限を遅延した場合
(3)本要領を遵守しない場合
(4)提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
(5)提出書類に虚偽があった場合
(6)提出された見積書が受託上限を超過している場合
(7)プレゼンテーションを欠席した場合
(8)審査の公平性を害する行為があった場合
(9)前号までに定めるもののほか、提案に当たり著しく審議の公平性に反する行為があった場合

13　辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、令和 8 年 11 月 25 日（水）午後 3 時までに、電子メールにより、辞退理由を記した「参加辞退届」（様式任意）を提出すること。

なお、参加辞退届は、電話による受信確認を行うこと。

※受信確認は、上記期間中の受付時間とする。

14　その他

(1)提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用の一切は提案者の負担とする。
(2)提出された関係書類等は返却しない。
(3)審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
(4)提案書等の提出にあたっての留意事項

ア　提出された提案書は提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出するものとする。

イ　提出期限を過ぎた後は、提案書等の追加、変更等はできないものとする。

ウ　提案書等の作成にあたっては、仕様書及び記載事項の内容等を確認のうえ作成するものとする。

エ　提出された書類に係る著作権は、原則として当該提出者に帰属する。ただし、市が受託候補者選定に必要であると認める場合は、これを無償で使用することができる。

オ　提出された関係書類は、市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができる。

(5)無効となる提案書等

提出された提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提案者は本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

ア　提出方法、提出先、提出期限等が実施要領その他の定めに適合しないもの
イ　記載すべき事項の一部又は全部が記載されていないもの
ウ　虚偽の内容が記載されているもの

(6)本市からの疑義照会及び追加資料の要求

提出期限までに提案書等の提出をした者に対して、本市から提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

(7)本プロポーザルに伴い応募者から提出された参加申込書、提案書類等については、釜石市情報公開条例に基づき公開することがある。

(8)業務を実施するために個人情報を取扱う場合は、釜石市個人情報取扱業務委託基準(令和5年釜石市訓令第6号)に規定する別記「個人情報取扱特記事項」の規定及び釜石市セキュリティポリシー文書を遵守しなければならない。